

平成29年6月

城南衛生管理組合議会臨時会

会 議 録

第 1 号

(6 月 1 日)

平成29年6月城南衛生管理組合議会臨時会会議録

平成29年6月1日  
午前10時 開議

1 出席議員

太田克彦	議員
亀田優子	議員
近藤恒史	議員
田島祥充	議員
馬場哉	議員
藤本英樹	議員
岩田剛	議員
岡田久雄	議員
一瀬裕子	議員
上原敏	議員
熊谷佐和美	議員
西良倫	議員
信貴惠太	議員
松本義裕	議員
秋月新治	議員
池田輝彦	議員
岡本里美	議員
荻原豊久	議員
真田敦史	議員
鳥居進	議員
山崎恭一	議員
渡辺俊三	議員

2 説明のため出席した者

山本正	管理者
奥田敏晴	副管理者
堀口文昭	副管理者
信貴康孝	副管理者
西谷信夫	副管理者
汐見明男	副管理者
竹内啓雄	専任副管理者
野田浩靖	事業部長
栗山淳彦	施設部長
越智広志	安全推進室長

杉崎雅俊	事業部理事
伊庭利夫	会計管理者
福西博	施設部次長
川島修啓	施設部次長
橋本哲也	財政課長
別所尚紀	総務課長
花畑久仁浩	業務課長
池本篤史	施設課長
田中真宏	新折居清掃工場建設推進課長
山内皇太郎	クリーンピア沢所長
岡輝臣	リサイクルセンター長谷山所長
親見善人	グリーンヒル三郷山所長
山田達也	エコ・ポート長谷山所長

### 3 職務のため議場に出席した職員

木下敦	議会事務局長
福山哲之	財政課課長補佐

### 4 議事日程（第1号）

日程第 1	諸報告について
日程第 2 選第1号	議長の選挙について

### 5 議事日程（第1号の2）

日程第 1 選第2号	副議長の選挙について
日程第 2	議席の指定について
日程第 3	会議録署名議員の指名について
日程第 4	会期の決定について
日程第 5	議会運営委員会委員の選任について
日程第 6	常任委員会委員の選任について
日程第 7 議案第6号	城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
追加日程 議案第7号	監査委員の選任同意を求めるについて
日程第 8	諸報告について

### 6 会議に付した事件

第1号日程第1～日程第2、第1号の2日程第1～第8、追加日程

午前9時58分 開会

○木下 敦議会事務局長 おはようございます。

本日招集されました平成29年6月臨時会は、宇治市議会、城陽市議会、八幡市議会、久御山町議会において組合議員の改選が行われまして最初の議会であります。その結果、正副議長が欠員となっております。

つきましては、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員により臨時に議長の職務を行っていただきます。出席議員の中で、井手町選出の岩田議員さんが年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

岩田議員さん、議長席に着席願います。

(岩田剛議員、議長席に着席)

○岩田 剛臨時議長 おはようございます。

ただ今ご紹介をいただきました井手町議会選出の岩田剛でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、年長のゆえをもちまして、臨時議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。座らせていただきます。

会議前の連絡事項につきまして、ご報告申し上げます。ただ今の出席議員数は22名全員でございます。

これより、平成29年6月城南衛生管理組合議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただ今ご着席の議席といたします。なお、開会に当たりまして、管理者よりご挨拶の申し出がありますので、これをお受けいたしたいと思っております。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） 皆さん、おはようございます。

本日ここに平成29年6月城南衛生管理組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には何かとお忙しい中にもかかわらず、ご参集を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

さて、このたびは当組合を構成いたします市町のうち、宇治市、城陽市、八幡市、久御山町で議会人事の改選が行われ、3市1町選出の組合議員の改選もあわせて行われたところでございます。この改選に伴いまして、本日の臨時会で組合議会の新しい運営体制を整えられることと存じますが、改選後初の議会でもありますので、ここで改めて私どもの紹介をさせていただきたく存じます。

私は管理者を仰せつかっております宇治市長の山本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様方のお席から向かって左側の理事者席前列、八幡市長の堀口副管理者でございます。

○堀口文昭副管理者 よろしく申し上げます。

○山本 正管理者 そのお隣が、宇治田原町長の西谷副管理者でございます。

- 西谷信夫副管理者 西谷です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 山本 正管理者 そして、お席から向かって右側の理事者席前列、城陽市長の奥田副管理者でございます。
- 奥田敏晴副管理者 よろしくお願ひします。
- 山本 正管理者 久御山町長の信貴副管理者でございます。
- 信貴康孝副管理者 信貴でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。
- 山本 正管理者 井手町長の汐見副管理者でございます。
- 汐見明男副管理者 よろしくお願ひします。
- 山本 正管理者 次に、向かって左側の理事者席後列、私の後ろの席には、竹内専任副管理者でございます。
- 竹内啓雄専任副管理者 よろしくお願ひします。
- 山本 正管理者 その隣が、野田事業部長でございます。
- 野田浩靖事業部長 よろしくお願ひします。
- 山本 正管理者 栗山施設部長でございます。
- 栗山淳彦施設部長 よろしくお願ひします。
- 山本 正管理者 越智安全推進室長でございます。
- 越智広志安全推進室長 よろしくお願ひいたします。
- 山本 正管理者 杉崎事業部理事でございます。
- 杉崎雅俊事業部理事 よろしくお願ひします。
- 山本 正管理者 福西施設部次長でございます。
- 福西 博施設部次長 よろしくお願ひします。

○山本 正管理者 川島施設部次長でございます。

○川島修啓施設部次長 よろしく申し上げます。

○山本 正管理者 また、お席から向かって右側の理事者席後列、伊庭会計管理者でございます。

○伊庭利夫会計管理者 よろしく申し上げます。

○山本 正管理者 また、理事者席後列以下、議場左側に本組合の所属長を出席させております。

(一同起立、立礼、着席)

○山本 正管理者 今後とも、議員の皆様方には格別のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしく願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 日程第1 諸報告について

○岩田 剛臨時議長 日程第1、諸報告を行います。久御山町議会選出の中井孝紀議員、中野ますみ議員から、八幡市議会選出の亀田優子議員、関東佐世子議員、菱田明儀議員、山田芳彦議員から、宇治市議会選出の大河直幸議員、久保田幹彦議員、坂下弘親議員、服部正議員、松峯茂議員、水谷修議員、長野恵津子議員から、城陽市議会選出の上原敏議員、大西吉文議員、西良倫議員、藤城光雄議員から、それぞれ辞職願が提出され、地方自治法第126条の規定によりまして、許可されましたのでご報告申し上げます。

次に、久御山町議会選出の信貴恵太議員、松本義裕議員が、八幡市議会選出の太田克彦議員、亀田優子議員、近藤恒史議員、田島祥充議員が、宇治市議会選出の池田輝彦議員、岡本里美議員、荻原豊久議員、真田敦史議員、鳥居進議員、山崎恭一議員、渡辺俊三議員が、城陽市議会選出の一瀬裕子議員、上原敏議員、熊谷佐和美議員、西良倫議員が当選されましたので、ご報告申し上げます。

改選議員につきましては、お手元に議員名簿を配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

お諮りします。

このたびの改選におきまして、3市1町の選出議員におかれましては、本日の初議会を迎えられたわけでございますが、初対面の方も少なくないようでございますので、この際、議員各位の自己紹介をお願いしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岩田 剛臨時議長 ご異議がないようですので、八幡市の太田克彦議員から、順次自己紹介をお願いいたします。

○太田克彦議員 八幡市議会選出の太田克彦でございます。よろしくお願い申し上げます。

○亀田優子議員 同じく八幡市議会選出の亀田優子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○近藤恒史議員 同じく八幡市議会選出の近藤恒史でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○田島祥充議員 同じく八幡市議会選出の田島祥充でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○馬場 哉議員 宇治田原町議会選出の馬場哉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤本英樹議員 宇治田原町議会選出の藤本英樹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岩田 剛議員 井手町選出の岩田剛でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

○岡田久雄議員 井手町選出の岡田久雄です。どうかよろしくお願いいたします。

○一瀬裕子議員 城陽市議会選出の一瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○上原 敏議員 同じく城陽市議会選出の上原敏でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○熊谷佐和美議員 城陽市の熊谷佐和美でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○西 良倫議員 同じく城陽市選出の西良倫です。よろしくお願い申し上げます。

○信貴恵太議員 久御山町議会選出の信貴恵太と申します。よろしくお願い申し上げます。

○松本義裕議員 同じく久御山町議会選出の松本義裕でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○秋月新治議員 宇治市選出の秋月新治でございます。よろしくお願い申し上げます。



○池田輝彦議員 宇治市議会選出、池田輝彦でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○岡本里美議員 宇治市議会選出の岡本里美です。よろしくお願いたします。

○荻原豊久議員 おはようございます。宇治市議会選出の荻原でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○真田敦史議員 おはようございます。同じく宇治市選出の真田敦史です。よろしくお願いたします。

○鳥居 進議員 おはようございます。宇治市議会選出の鳥居でございます。よろしくお願いたします。

○山崎恭一議員 おはようございます。宇治市議会選出の山崎恭一でございます。よろしくお願いたします。

○渡辺俊三議員 おはようございます。同じく宇治市選出の渡辺俊三です。よろしくお願いたします。

○岩田 剛臨時議長 ありがとうございます。  
なお、私の左側には議会事務局職員が出席いたしております。  
木下議会事務局長でございます。

○木下 敦議会事務局長 よろしくお願いたします。

○岩田 剛臨時議長 書記の福山でございます。

○福山哲之財政課課長補佐 よろしくお願いたします。

#### 日程第2 選第1号 議長の選挙について

○岩田 剛臨時議長 日程第2、選第1号、これより議長の選挙を行います。  
お諮りいたします。  
選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選によりたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岩田 剛臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によること

と決定いたしました。

お諮りいたします。

臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岩田 剛臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

議長に真田敦史議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、臨時議長において指名いたしました真田敦史議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岩田 剛臨時議長 異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました真田敦史議員が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました真田敦史議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

この際、真田敦史議員よりご挨拶をお受けしたいと思っております。

真田敦史議員、よろしくお願いいたします。

○真田敦史議長（登壇） おはようございます。

議長就任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただ今、議員の皆様方のご推挙を賜り、議長の大役を仰せつかることになりました。私といたしましては、この上もなく光栄に存じますとともに、その任務の重大さを痛感している次第でございます。

ここに皆様のご推挙を受けました以上は、議員各位の力強いご支援とご指導をいただきまして、管内37万人の住民の環境行政を預かる議会として、円滑な議会の運営と環境行政の推進に向けて、私自身、微力ではございますが、全力を尽くしてまいりたいと存じます。

何とぞ関係各位の格段のご支援、並びにご協力をお願い申し上げまして、まことに簡単ではございますが、議長就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○岩田 剛臨時議長 ありがとうございました。

皆様方のご協力によりまして、無事この任務を全うすることができました。心からお礼を申し上げます、降壇の挨拶とさせていただきます。

それでは、真田敦史議員、議長席にお着き願います。

(真田敦史議員、議長席に着席)

○真田敦史議長 暫時休憩いたします。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

○真田敦史議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議事日程第1号の2により議事を進めます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、これより議事日程第1号の2により議事を進めます。

日程第1 選第2号 副議長の選挙について

○真田敦史議長 日程第1、選第2号、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。

議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に熊谷佐和美議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今議長において指名いたしました熊谷佐和美議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました熊谷佐和美議員が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました熊谷佐和美議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

ただ今、副議長に当選されました熊谷佐和美議員から就任のご挨拶をいただきます。

○熊谷佐和美副議長（登壇） 失礼いたします。城陽市の熊谷佐和美でございます。

ただ今、議長からご報告がございましたように、図らずも私、皆様方のご推挙によりまして副議長に就任をさせていただくこととなりました。身に余る光栄と、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

皆様方のご指導とご厚情を得まして、城南衛生管理組合議会議長を補佐して、また円滑な議会の運営に微力ながら努力をしていく所存でございます。

今後ともよろしくご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○真田敦史議長 ありがとうございます。

#### 日程第2 議席の指定について

○真田敦史議長 次に、日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において、ただ今ご着席の仮議席のとおり指定いたします。

#### 日程第3 会議録署名議員の指名について

○真田敦史議長 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長において、10番上原敏議員、17番岡本里美議員を指名いたします。

#### 日程第4 会期の決定について

○真田敦史議長 次に、日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本日の1日間と

決定いたしました。

#### 日程第5 議会運営委員会委員の選任について

○真田敦史議長 次に、日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。

現在、欠員となっております議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、近藤恒史議員、一瀬裕子議員、松本義裕議員、鳥居進議員、渡辺俊三議員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任いたしました5人の議会運営委員会委員を含む議会運営委員会委員の方は、休憩中に委員会を開いていただき、正副委員長との互選及び今期臨時会の運営についてご協議いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時19分 休憩

午前10時39分 再開

○真田敦史議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に開かれました議会運営委員会において、委員長を互選の結果、委員長に松本義裕議員が、副委員長には渡辺俊三議員が当選されましたので、ご報告いたします。

#### 日程第6 常任委員会委員の選任について

○真田敦史議長 次に、日程第6、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

現在、欠員となっております常任委員会委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、総務常任委員には、太田克彦議員、近藤恒史議員、上原敏議員、西良倫議員、松本義裕議員、荻原豊久議員、鳥居進議員、山崎恭一議員、私、真田敦史を。廃棄物(ごみ・し尿)処理常任委員には、亀田優子議員、田島祥充議員、一瀬裕子議員、熊谷佐和美議員、信貴恵太議員、秋月新治議員、池田輝彦議員、岡本里美議員、渡辺俊三議員をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、ただ今指名いたしました議員を各常任

委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただ今選任されました委員を含む各常任委員会委員の方は、休憩中に常任委員会を開いていただき、副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告を願います。

暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時48分 再開

○真田敦史議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に開かれました各常任委員会において、副委員長を互選の結果、総務常任委員会副委員長に近藤恒史議員が、次に、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会副委員長に一瀬裕子議員がそれぞれ当選されましたので、ご報告いたします。

日程第7 議案第6号 城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

○真田敦史議長 次に、日程第7、議案第6号、城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） ただ今議題となりました議案第6号、城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、雇用保険法等の一部改正に伴い、その目的・趣旨に基づき、短い勤続期間で退職した者に対しまして支給しております失業者の退職手当の関係規定につきまして、議案第6号参考資料のとおり、所要の改正をする必要が生じたため提案いたすものでございます。

なお、施行期日につきましては、雇用保険法が平成29年4月1日から施行されておりますことから公布の日とし、4月1日から適用することとしております。また、一部の規定につきましては、同法の施行日である平成30年1月1日といたしております。

よろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○真田敦史議長 これにて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 これにて討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。第6号議案を可決するに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○真田敦史議長 起立全員であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

追加日程 議案第7号 監査委員の選任同意を求めるについて

○真田敦史議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お手元に配付いたしました議案第7号、監査委員の選任同意を求めるについて、同意を求める件が管理者から提出されました。

お諮りいたします。

この際、日程に追加し、議案第7号、監査委員の選任同意を求めるについてを直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号、監査委員の選任同意を求めるについてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

これより、議案第7号、監査委員の選任同意を求めるについてを議題といたします。太田克彦議員、ご退席を願います。

(太田克彦議員、退席)

○真田敦史議長 提案理由の説明を求めます。

山本管理者。

○山本 正管理者(登壇) ただ今議題となりました議案第7号、監査委員の選任同意を求めるについての提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、城南衛生管理組合議会議員の改選に伴いまして、欠員となっております議会選出の監査委員として、太田克彦議員を選任いたしたく、本組合同規約第11条第2項の

規定に基づき、議会の同意を求めます。  
ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○真田敦史議長 これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第7号については、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、これより議案第7号を採決いたします。

本議案は、これを同意するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○真田敦史議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号はこれを同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

(太田克彦議員、入場)

午前10時55分 休憩

午前10時56分 再開

○真田敦史議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

太田議員にご報告申し上げます。全会一致にて監査委員に選任同意されましたので、ご報告いたします。

日程第8 諸報告について

○真田敦史議長 次に、日程第8、諸報告を行います。

城南衛生管理組合監査委員から報告のありました地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果2件につきましては、報告書をお手元に配付いたしておりますので、ご覧おき願います。

以上で、今臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって、平成29年6月、城南衛生管理組合議会臨時会を閉会いたします。



なお、閉会に当たりまして、管理者から挨拶を求めておられますので、これをお受けいたします。

山本管理者。

○山本 正管理者（登壇） 平成29年6月城南衛生管理組合議会臨時会を閉会するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきまして、真田議長、熊谷副議長を選出されますとともに、議会運営委員会及び常任委員会の構成を決定され、また、本日提案をいたしました監査委員の選任のほか、退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきましても、ご可決を賜り、まことにありがとうございました。ここに新たな議会構成を整えられ、閉会の運びとなりましたが、組合運営につきまして、議員各位のさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

現在、組合で進めております折居清掃工場更新事業につきましては、今年中に新施設の試運転を行い、平成30年4月稼働に向けまして、鋭意事業に取り組んでいるところでございます。

また、し尿処理事業につきましては、し尿等の下水道排水に向けました設備改修等の取り組みを進めているところでございます。

本組合は、安心安全な工場運営、住民感覚に沿った行財政改革、さらなる循環型社会の構築の3つの基本方針を柱に事業を進めておりますが、今後とも構成市町と連携・協同いたしまして、安心・安全な廃棄物処理事業の推進により万全を期し、住民の皆さんの安心と信頼をより一層得られますよう、さらに努力してまいりたいと存じております。

結びに当たりまして、時節柄、気候も不順となってまいりますので、ご自愛いただきますとともに、ますますのご活躍をお祈り申し上げまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○真田敦史議長 以上で閉会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

城南衛生管理組合議会

議長 真田 敦史

副議長 熊谷佐和美

議員 上原 敏

議員 岡本 里美

参 考 資 料

議決議案

議案第6号

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

平成29年6月1日提出

城南衛生管理組合  
管理者 山本 正

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例（昭和37年城南衛生管理組合条例第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特

定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、管理者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると

認められたもの（アに掲げる者を除く。）』とする。

#### 附 則

##### （ 施 行 期 日 ）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第4項の規定は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 改正後の城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第10項及び附則第3項の規定は、平成29年4月1日から適用する。

##### （ 経 過 措 置 ）

- 3 新条例第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例第2条に規定する職員をいう。次項において同じ。）であって城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。
- 4 退職職員であって、雇用保険法等の一部を改正する

法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下この項において「新職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は新職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、城南衛生管理組合職員退職手当に関する条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。



## 提案理由

雇用保険法等の一部改正に伴い、本組合職員の退職手当について所要の改正を行うため、本案を提案するものであります。

議案第7号

監査委員の選任同意を求めるについて

下記の者を監査委員に選任したいので、城南衛生管理組合規約（昭和37年城南衛生管理組合告示第1号）第11条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月1日提出

城南衛生管理組合  
管理者 山本 正

記

城南衛生管理組合議会議員

おお た かつ ひこ  
太 田 克 彦

## 提案理由

議会議員のうちから選任する監査委員が欠員となったので、新たな監査委員を選任したく、議会の同意を求め  
るものであります。